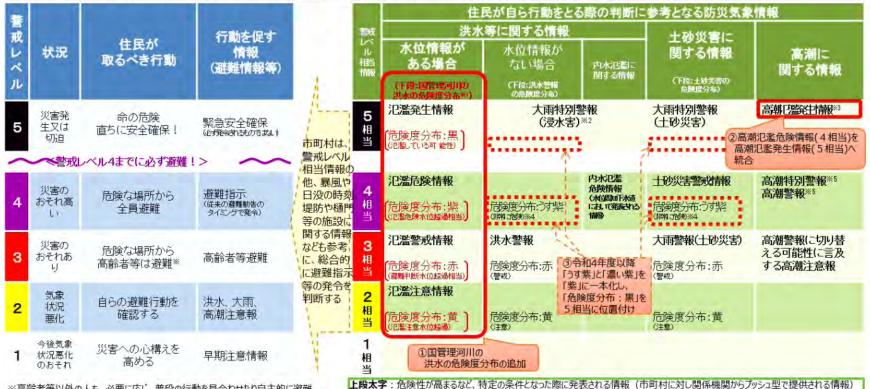
「新たな避難情報等について」より抜粋

防災気象情報(変更点の記載有)

- ①国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)を新たに警戒レベル相当情報に位置付け
- ② 「高潮氾濫危険情報」は、災害が切迫した状況で発表されることから、「高潮氾濫発生情報」に統合
- ③ 避難指示(緊急)の発令基準例であった危険度分布の「濃い紫」は、警戒レベル相当情報ではなくなり、レベルは付さないことになる。 令和4年度には警戒レベル5相当を「黒」として設ける。それに伴い警戒レベル4相当「うす紫」は「紫」に変更する。それまでの間、 「濃い紫」は、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられる



※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

下段細字:常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1)HP上に公表している国管理可川の洪水の危険度分布(水害・スクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点のよ彫片等の高さと比較することで警戒レベル3~5相当の危険度を表示。

1※2)水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。 !※3)水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は憩時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退ぎ避難的できないおそれがある。

- ※4)大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布(こついては、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が 発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

・※5)高潮警報は、高潮により命に命跡が及ぶおそれがあると子想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退ぎ避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮精別警報は、数十年に一度の強度の台 風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高瀬警報を高瀬特別警報として発表するため、両方を警戒ノベル4相当情報に位置付けている。

!注)本資料では、気象庁が提供する大雨警報(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

資料6

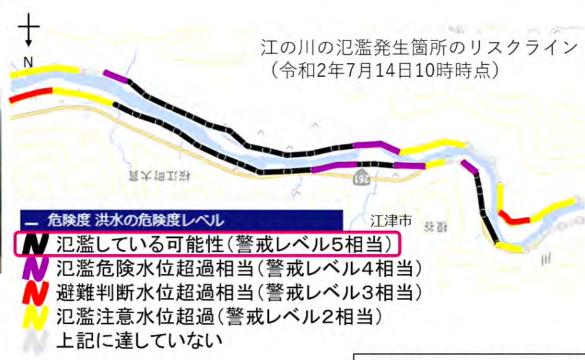
《内閣府(防災担当)令和3年3月「新たな避難情報等について」より抜料

国管理河川における洪水の危険度分布(水害リスクライン)について

- ○国管理河川では、数km~数十km の予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位 (水面形)を計算により推定し、左右岸それぞれ200mごとの洪水の危険度分布(水害リスクライン) を令和2年より提供している。
- 〇200mごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色(警戒レベル5相当情報)で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。



実際の河川の状況



今後のレイアウトイメージ

※内閣府(防災担当)令和3年3月「新たな避難情報等について」より抜粋

警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準の設定例(洪水予報河川)

新 警戒レベル5 緊急安全確保

警戒レベル4 避難指示(緊急) 警戒レベル5 災害発生情報

lΒ

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1~5のいすれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければなどないわけではなまた。これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)

1: A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位(仮)である 〇〇mに到達した場合

(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)

- 2:国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合
- 3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊の おそれが高まった場合
- 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場 の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令 対象区域を限定する)

(災害発生を確認)

5: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告 等により把握できた場合)

※発令基準例1~4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

(警戒レベル4避難指示(緊急)の発令基準)

1: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)

- 2: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 3: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

(解説部分に、排水機場の運転の停止時に避難指示(緊急)を発令 すべき旨、記載有)

(警戒レベル5災害発生情報の発令基準)

1:決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合)

なお、河川事務所等からの助言等を踏まえ、氾濫開始相当水位(仮)が堤防天端高等に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではないが、緊急時に河川事務所等から適時の助言を受けることができるとは限らないことに留意すること。

^{「(}解説)部分での記載」

《内閣府(防災担当)令和3年3月「新たな避難情報等について」より抜粋

氾濫開始相当水位(仮)について

- ガイドラインでは、ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高 (又は背後地盤高)など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を 「氾濫開始相当水位(仮)」と呼称することとする。
- 令和3年の災対法改正以前の「警戒レベル5災害発生情報」は、氾濫発生を確認してからのみ市町村長が発令することができる情報であったが、「警戒レベル5緊急安全確保」の発令基準の設定例は、令和3年度出水期においては、
 - ●(実況の)氾濫開始相当水位(仮)が
 - ●堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達したとき

(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合) としている。こうすることにより、

- ①一連の区間で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、越水・溢水を確認できておらずとも、 計算上、氾濫開始相当水位(仮)が堤防天端高に到達した時点で「警戒レベル5緊急安全確保」を発令することがで きるようになる。
- ②平時に明確な発令基準を設定することができる。

